

一般社団法人
日本産業カウンセラー協会
神奈川支部長 殿

申請者 _____ ㊞

会員学習グループ申請書

会の名称			
代表者名			選出方法 ①選挙 ②その他
連絡先住所	〒 —		
TEL	— —	FAX	— —
携帯	— —		
Eメール			
会員学習グループの活動内容			
会員数			

- 注1 会員学習グループの会員数は、10名以上30名以内の神奈川支部会員が加入するものであること。
- 2 選挙またはこれに準ずる民主的手続きにより代表者が選出されるものであること。
- 3 目的が明らかであり、統一体として活動できるものであること。
- 4 協会の組織と誤解されることがない独自の名称を有していること。
- 5 代表者の連絡先が存在すること。
- 6 会員学習グループを結成するときは、支部長に会員グループの連絡先・名称・代表者名、及び代表者の連絡先を届け出て承認を得ること。
- 7 会員学習グループの名称、代表者名、代表者の連絡先等を変更したとき、または解散したときは速やかに支部長に届け出ること。
- 8 会員学習グループは活動に関する学習等の内容その他の事項について、支部長に申請し承認を得ること。
- 9 会員学習グループは様式第24-5号、第24-6号および第24-2号により、毎年度の経理状況および加入者名簿を翌年5月末日までに支部長に報告すること。